

## 保育料無償化の手続きについて

浜田市子ども・子育て支援課

認可外保育施設などの保育サービスの利用を無償とするためには手続きが必要となります。次の内容をご確認の上、手続きをしていただきますようお願いします。

### ○無償化の対象となる方

保育の必要性の認定を受けた以下の児童

- ・3歳以上児（年少クラス以上）
- ・非課税世帯の3歳未満児

※年齢は、当該年度の初日の前日となる3月31日時点で判断します。

### ○無償化の対象となる施設・事業

認可外保育施設 一時預かり事業 病児・病後児保育事業  
ファミリー・サポート・センター事業

※市外の施設の利用も対象となりますが、市が確認した施設のみが無償化の対象となります。

#### 【浜田市内の無償化対象施設】

認可外保育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおぞら保育園（浅井町）</li> <li>・休日保育（浜田市子育て世代包括支援センター「すくすく」）（野原町）</li> </ul>
病児・病後児保育事業	病児・病後児保育室「びいびくのおへや」（田町）
ファミリー・サポート・センター事業	はまだファミリー・サポート・センター（野原町） （浜田市子育て世代包括支援センター内）

### ○無償となる金額

#### 【令和8年9月分まで】

- ・3歳以上児（年少クラス以上）：月額37,000円まで  
（幼稚園や認定こども園幼児園部との併用の場合は11,300円まで）
- ・非課税世帯の3歳未満児：月額42,000円まで  
（幼稚園や認定こども園幼児園部との併用の場合は16,300円まで）

#### 【令和8年10月分以降】

- ・3歳以上児（年少クラス以上）：月額40,300円まで  
（幼稚園や認定こども園幼児園部との併用の場合は12,300円まで）
- ・非課税世帯の3歳未満児：月額45,700円まで  
（幼稚園や認定こども園幼児園部との併用の場合は17,700円まで）

## ○無償化の対象となる費用

無償化の対象となるのは保育料のみです。

給食費、日用品、文房具、行事参加費、PTA会費、通園送迎費などは無償化の対象とはなりません。

### 無償化のための手続きについて

- ①父母の就労証明書など、保育の必要性を証明する書類を添付し、子ども・子育て支援課へ施設等利用給付認定申請書を提出してください。

なお、以下に該当する場合は、別途書類が必要となります。

☆保育所や認定こども園への利用申込みを行わず、認可外保育施設を利用する場合

・・・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

☆3歳未満児で、父母のどちらかの住所が浜田市外の場合

・・・浜田市外の住所の方の市民税所得課税証明書

(課税されている市町村からお取り寄せください)

→市から施設等利用給付認定通知書をお送りします。



- ②施設に利用料を支払い、施設から以下の書類を受け取ります。

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証・・・(ア)

特定子ども・子育て支援提供証明書・・・(イ)



- ③(ア)(イ)の書類を添付し、利用又は利用料を支払った翌月中に、浜田市子ども・子育て支援課へ施設等利用費請求書を提出してください。

→市から無償化相当額をお支払いします。

※各様式は、子ども・子育て支援課にご用意しておりますので、お申し出ください。

浜田市HPからもダウンロード可能です。

#### 【お問い合わせ先】

島根県浜田市殿町1番地

浜田市健康福祉部子ども・子育て支援課

保育所幼稚園係 ☎：0855-25-9330（直通）